

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

- オープンイノベーション（スタートアップ企業と共同で新製品・新サービスを開発）

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

- スタートアップ企業との協業（新技術・新サービスの開発）

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

- IT人材の育成支援
- 取引先企業向けオンラインセミナー・ワークショップの開催
- 実践的ITスキル研修（プログラミング・データ分析など）の提供
- 企業ごとのニーズに応じたカスタマイズ研修
- 業界団体と共同で研修プログラムを開発・実施

c. 専門人材マッチング

- 当社は専門家集団であり、企業向けに専門知識やスキルを提供
- プロジェクト単位での専門家提供
- 長期的なコンサルティング支援
- オンデマンドでのアドバイザリーサービス

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

- 不合理な原価低減要請を行わない
- 取引対価の決定に際し、下請事業者と少なくとも年1回以上協議を行い、適正な利益を確保する
- 労働条件の改善が可能となるよう十分に協議する

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

- 下請代金は可能な限り現金で支払う
- 手形等で支払う場合、割引料等を下請事業者の負担としない
- 支払サイトを60日以内とする

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

- 取引先も働き方改革に対応できるよう配慮する
- 下請事業者に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わない
- 災害時等においては、取引上一方的な負担を押し付けない
- 事業再開時には、できる限り取引関係の継続に配慮する

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年3月17日

一般社団法人REIONE

代表理事 河西祐介

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。